

参考 「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」について

利用施設	教育・保育 給付認定	施設等利用給付認定	
		右記以外	保育が必要な理由に該当
民営保育園・市営保育所 認定こども園(保育園部分) 企業主導型保育事業所(地域枠)	2号・3号※1	—	—
新制度に移行した私立幼稚園・市立幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)	1号	—	新2号・新3号※2 (預かり保育も対象)
私立幼稚園・国立幼稚園 (新制度に移行した私立幼稚園を除く)	※3	新1号 (預かり保育対象外)	新2号・新3号※2 (預かり保育も対象)
認可外保育施設等	※3	—	新2号・新3号※2

※1 2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を御利用の方は、施設等利用給付認定(新1号～新3号認定)を受けることはできません。

※2 新3号認定は、保育が必要な理由に該当、かつ市民税非課税世帯が要件となっています。

※3 保育利用申込みを行い、利用調整の結果、私立幼稚園(新制度に移行した私立幼稚園を除く)や認可外保育施設等を利用している場合で2号・3号認定を持っておられる方(企業主導型保育事業所を御利用の方は除く)のうち、要件を満たしている方は、新2号・新3号認定の「みなし認定」を受けることができます。みなし認定を受けられた方は、京都市から別途通知を送付します。みなし認定を受けられた方が施設等利用給付の支給を受けるためには、別途必要な手続きを行う必要があります。必要な手続き等の詳細については、みなし認定の通知をお送りする際に御案内します。

